

令和 7 年度

国民健康保険直営診療所事業
特 別 会 計 予 算 書

第 1 表 歳入歳出予算

第 2 表 地 方 債

京 都 府 京 丹 後 市

議案第 32 号

令和 7 年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計予算

令和 7 年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 232,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(単位：千円)

- 4 -

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器整備事業	5,100	証券発行の方法によつて起債する場合、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を加算した額	証書借入又は証券発行 (ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。)	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
医療施設整備事業	7,800				
過疎地域持続的発展特別事業	23,100				
計	36,000				

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款		本 年 度 予 算 額
1	診 療 収 入	37,716
2	使 用 料 及 び 手 数 料	359
5	繰 入 金	144,752
6	繰 越 金	10,207
7	諸 収 入	2,966
8	市 債	36,000
歳 入 合 計		232,000

(単位：千円)

[illegible]

歲 出

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較
1		診療収入	37,716	43,233	△5,517
	1	外来収入	37,677	43,220	△5,543
		1 間人診療所診療収入	35,339	40,246	△4,907
		2 野間診療所診療収入	1,140	1,595	△455
		3 佐濃診療所診療収入	1,198	1,379	△181
	2	その他の診療収入	39	13	26
		1 間人診療所収入	37	11	26
		2 野間診療所収入	1	1	0
		3 佐濃診療所収入	1	1	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 国民健康保険診療報酬収入	5,614	国民健康保険診療報酬収入 5,614
2 社会保険診療報酬収入	3,799	社会保険診療報酬収入 3,799
3 後期高齢者医療保険診療報酬収入	19,888	後期高齢者医療保険診療報酬収入 19,888
4 その他の診療報酬収入	100	その他の診療報酬収入 100
5 一部負担金収入	5,938	一部負担金収入 5,938
1 国民健康保険診療報酬収入	39	国民健康保険診療報酬収入 39
2 社会保険診療報酬収入	49	社会保険診療報酬収入 49
3 後期高齢者医療保険診療報酬収入	925	後期高齢者医療保険診療報酬収入 925
4 その他の診療報酬収入	8	その他の診療報酬収入 8
5 一部負担金収入	119	一部負担金収入 119
1 国民健康保険診療報酬収入	274	国民健康保険診療報酬収入 274
2 社会保険診療報酬収入	114	社会保険診療報酬収入 114
3 後期高齢者医療保険診療報酬収入	641	後期高齢者医療保険診療報酬収入 641
4 その他の診療報酬収入	8	その他の診療報酬収入 8
5 一部負担金収入	161	一部負担金収入 161
1 諸検査等収入	37	諸検査等収入 37
1 諸検査等収入	1	諸検査等収入 1
1 諸検査等収入	1	諸検査等収入 1

003 国民健康保険直営診療所事業特別会計

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較
2		使用料及び手数料	359	708	△349
	1	使用料	28	26	2
		3 宇川診療所使用料	28	26	2
	2	手数料	331	682	△351
		1 大宮・五十河診療所手数料	120	501	△381
		2 間人診療所手数料	129	112	17
		3 宇川診療所手数料	70	57	13
		4 野間診療所手数料	6	6	0
		5 佐濃診療所手数料	6	6	0

5		繰入金	144,752	122,957	21,795
	1	繰入金	144,752	122,957	21,795
		1 他会計繰入金	144,752	122,957	21,795

6		繰越金	10,207	40,440	△30,233
	1	繰越金	10,207	40,440	△30,233
		1 繰越金	10,207	40,440	△30,233

7		諸収入	2,966	2,562	404
	1	市預金利子	1	1	0
		1 市預金利子	1	1	0
	2	雑入	2,965	2,561	404
		2 間人診療所雑入	2,493	2,384	109

節		説 明
区 分	金 額	
1 公有財産使用料	28	公有財産使用料 28
1 診断書料	120	診断書料 120
1 診断書料	42	診断書料 42
2 主治医意見書料	87	主治医意見書料 87
1 診断書料	70	診断書料 70
1 診断書料	1	診断書料 1
2 主治医意見書料	5	主治医意見書料 5
1 診断書料	1	診断書料 1
2 主治医意見書料	5	主治医意見書料 5

1 一般会計繰入金	124, 868	一般会計繰入金 124, 868
2 国民健康保険事業 特別会計繰入金	19, 884	国民健康保険事業特別会計繰入金 19, 884

1 前年度繰越金	10, 207	前年度繰越金 10, 207

1 預金利子	1	預金利子 1
1 間人診療所雑入	2, 493	予防接種等委託料 1, 790 保険外診療 1 材料費 1

003 国民健康保険直営診療所事業特別会計

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較
		3 宇川診療所雑入	312	0	312
		4 野間診療所雑入	159	176	△17
		5 佐濃診療所雑入	1	1	0

8		市債	36,000	21,100	14,900
	1	市債	36,000	21,100	14,900
		1 直診事業債	36,000	21,100	14,900

節		説 明	
区 分	金 額		
		レ°-代	1
		郵送料	1
		その他雑入	1
		公舎使用料負担金	312
		介護認定審査会委員委託料	386
1 宇川診療所雑入	312	公舎使用料負担金	312
1 野間診療所雑入	159	予防接種等委託料	159
1 佐濃診療所雑入	1	その他雑入	1

1 医療機器整備事業債	5,100	医療機器整備事業債	5,100
2 医療施設整備事業債	7,800	医療施設整備事業債	7,800
3 過疎地域持続的発展特別事業債	23,100	過疎地域持続的発展特別事業債	23,100

3 歳 出

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	155,423	150,118	5,305		34,800	40,502	80,121
	1	施設管理費	155,147	149,790	5,357		34,800	40,502	79,845
		1 大宮・五十河診療所管理費	14,941	15,072	△131		9,700	2,078	3,163
		使用料及び手数料 診断書料 繰入金 国民健康保険事業特別会計繰入金 市債 医療機器整備事業債 過疎地域持続的発展特別事業債						120 120 1,958 1,958 9,700 3,200 6,500	
		2 間人診療所管理費	67,126	61,969	5,157		1,900	8,082	57,144
		繰入金 国民健康保険事業特別会計繰入金 諸収入 保険外診療 材料費 北°-代 郵送料 その他雑入 公舎使用料負担金 介護認定審査会委員委託料 市債 過疎地域持続的発展特別事業債						7,379 7,379 703 1 1 1 1 1 312 386 1,900 1,900	
		3 宇川診療所管理費	61,567	62,781	△1,214		23,200	28,391	9,976
		使用料及び手数料 公有財産使用料 診断書料 繰入金 一般会計繰入金 国民健康保険事業特別会計繰入金 諸収入 公舎使用料負担金 市債						98 28 70 27,981 20,000 7,981 312 312 23,200	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	1,000	一般管理経費 14,941
11 役 務 費	34	
12 委 託 料	8,393	
17 備 品 購 入 費	5,512	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	2	
2 給 料	21,181	職員人件費 48,227 一般管理経費 18,899
3 職 員 手 当 等	22,187	
4 共 済 費	4,859	
8 旅 費	23	
10 需 用 費	2,320	
11 役 務 費	663	
12 委 託 料	14,985	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	19	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	595	
26 公 課 費	294	
10 需 用 費	2,100	一般管理経費 61,567
11 役 務 費	25	
12 委 託 料	55,256	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	125	
14 工 事 請 負 費	3,355	
17 備 品 購 入 費	704	

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
		医療機器整備事業債 医療施設整備事業債 過疎地域持続的発展特別事業債					700 7,800 14,700		
			4 野間診療所 管理費	5,655	4,954	701			1,194
		繰入金 国民健康保険事業特別会計繰入金						1,194 1,194	
	5 佐濃診療所 管理費		5,858	5,014	844			757	5,101
		繰入金 国民健康保険事業特別会計繰入金 諸収入 その他雑入						756 756 1 1	
	2	研究研修費	276	328	△52				276
2 間人診療所 研修費		276	328	△52				276	

2		医業費	27,500	32,206	△4,706		1,200	2,565	23,735
	1	医業費	27,500	32,206	△4,706		1,200	2,565	23,735
		2 間人診療所 医業費	25,575	29,832	△4,257		1,200	2,406	21,969
		繰入金 国民健康保険事業特別会計繰入金 諸収入 予防接種等委託料 市債 医療機器整備事業債						616 616 1,790 1,790	
							1,200 1,200		

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	2		
10 需用費	489	一般管理経費	5,655
11 役務費	247		
12 委託料	4,737		
18 負担金、補助 及び交付金	172		
26 公課費	10		
10 需用費	403	一般管理経費	5,858
11 役務費	265		
12 委託料	4,797		
18 負担金、補助 及び交付金	383		
26 公課費	10		
8 旅費	207	研修費	276
10 需用費	20		
18 負担金、補助 及び交付金	49		

10 需用費	21,509	医療用機械器具費 医療用消耗機材費 医薬品衛生材料費 検査費	3,902
12 委託料	1,371		678
13 使用料及び 賃借料	847		20,531
17 備品購入費	1,848		464

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
		4 野間診療所 医業費	845	1,132	△287			159	686
		諸収入 予防接種等委託料						159 159	
		5 佐濃診療所 医業費	1,080	1,242	△162				1,080

3		公債費	46,418	45,940	478				46,418
	1	公債費	46,418	45,940	478				46,418
		1 元金	45,818	45,476	342				45,818
		2 利子	600	464	136				600

4		予備費	2,659	2,736	△77				2,659
	1	予備費	2,659	2,736	△77				2,659
		1 予備費	2,659	2,736	△77				2,659

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	757	医療用機械器具費 20 医療用消耗機材費 15
12 委 託 料	88	医薬品衛生材料費 722 検査費 88
10 需 用 費	1,035	医療用機械器具費 20 医療用消耗機材費 15
12 委 託 料	45	医薬品衛生材料費 1,000 検査費 45

22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	45,818	借入金償還元金 45,818
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	600	借入金償還利子 500 一時借入金利子 100

		予備費 2,659

給与費明細書

1 一 般 職

(1) 総 括

ア 会計年度任用職員以外の職員 (単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
本年度	3 (2)		21,181	22,187	43,368	4,859	48,227	
前年度	3 (2)		20,810	18,989	39,799	4,764	44,563	
比 較			371	3,198	3,569	95	3,664	

※ () 内は短時間勤務職員(外書き)

職員手当等の内訳	区 分	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外・休日勤務手当	夜間勤務手当
	本年度		36	849	336	310		9,109	103	
	前年度		78			152		8,809	141	
	比 較		△ 42	849	336	158		300	△ 38	
	区 分	宿日直手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当(負担金)	計	
	本年度		1,369		4,179	4,056		1,840	22,187	
	前年度		1,303		3,605	3,499		1,402	18,989	
	比 較		66		574	557		438	3,198	
	区 分	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外・休日勤務手当	夜間勤務手当
	本年度		36	849	336	310		9,109	103	
	前年度		78			152		8,809	141	
	比 較		△ 42	849	336	158		300	△ 38	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備考
給 料	371	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分	58		
		その他の増減分	313	退職、異動等による増減分	
職員手当等	3,198	制度改正に伴う増減分	1,178	地域手当4%の増 期末勤勉手当の増 再任用以外職員 0.10月 再任用職員 0.05月 扶養手当額の改定による増減 配偶者 △3,500円 子1,500円	
		その他の増減分	2,020	退職、異動等による増減分	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	685,500	209,360	324,347
	平均給与月額(円)	1,467,723	223,570	344,947
	平均年齢(歳)	74.5 歳	64.6 歳	50.6 歳
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	678,375	206,320	318,940
	平均給与月額(円)	1,413,458	220,760	318,940
	平均年齢(歳)	73.5 歳	63.6 歳	60.5 歳

イ 初任給

(単位:円)

区 分	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	国 の 制 度		
				医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)
高校卒	—	188,600	207,700	—	188,600	207,700
短大卒 短大2卒	—	208,300	240,600	—	208,300	240,600
短大3卒	—	220,500	249,400	—	220,500	249,400
大学卒	291,400	227,400	253,100	291,400	227,400	253,100

(令和7年4月1日現在)

ウ 級別職員数

区 分	医 療 職 (一)			医 療 職 (二)			医 療 職 (三)		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日現在				1 級			1 級		
	2 級			2 級			2 級	1	50.0
	3 級	1	100.0	3 級			3 級	1 (1)	50.0 (100.0)
	4 級			4 級	(1)	(100.0)	4 級		
	5 級			5 級			5 級		
	計	1	100.0	計	(1)	(100.0)	計	2 (1)	100.0 (100.0)
令和6年1月1日現在	1 級			1 級			1 級		
	2 級			2 級			2 級	(1)	(100.0)
	3 級	1	100.0	3 級			3 級	2	100.0
	4 級			4 級	(1)	(100.0)	4 級		
	5 級			5 級			5 級		
	計	1	100.0	計	(1)	(100.0)	計	2 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は短時間勤務職員(外書き)

(級別の基準となる職務内容)

医療職給料表(一)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	医療業務を行う医師の職務
2 級	(1) 病院の診療科部長の職務 (2) 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3 級	(1) 病院の副院長の職務 (2) 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4 級	(1) 病院の病院長の職務 (2) 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務
5 級	病院の特に重要な業務を行う病院長の職務

(令和7年1月1日現在)

医療職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士及び歯科技工士(以下「管理栄養士等」という。)の職務
2 級	(1) 薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う管理栄養士等の職務
3 級	(1) 主任の職務 (2) 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤師及び管理栄養士等の職務
4 級	(1) 困難な業務を行う主任の職務 (2) 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤師及び管理栄養士等の職務
5 級	(1) 薬剤師長の職務 (2) 技師長の職務

(令和7年1月1日現在)

医療職給料表(三)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	(1) 看護師及び助産師の職務 (2) 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	(1) 主任の職務 (2) 困難な業務を行う看護師及び助産師の職務 (3) 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	看護部長の職務

(令和7年1月1日現在)

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有	
前年度	2.250 (1.175)	2.250 (1.175)	4.500 (2.350)	有	
国の制度	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有	

※ () 内は再任用職員

オ 地域手当

支給対象地域	支給率(%)	支給対象職員数(人)	国の指定基準に基づく支 給率(%)
市内全域	4	3 (2)	8

※ () 内は短時間勤務職員(外書き)

カ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代 表 的 な 職 種		
		医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)
給料総額に対する比率 (%)	43.01	109.94	2.59	0.00
支給対象職員の比率 (%) (令和7年1月1日現在)	40.00	100.00	100.00	0.00
代表的な特殊勤務手当の名称	放射線取扱手当、医師業務手当、緊急医療業務手当、医師派遣 手当			

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	自動車等の利用者(2km以上) 2km以上3km未満 3,000円 3km以上 1km増すごとに600円を3,000円に加算した額 最高支給限度額 31,600円(国の最高支給限度額と同じ)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額	
		期 間	金 額
大宮診療所・五十河診療所指定管理事業	80,000	平成30年度 ～ 令和6年度	56,000

(単位：千円)

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国府支出金	地方債	その他	
令和7年度 ～ 令和9年度	24,000		18,600	2,574	2,826

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 現 在 高	令和6年度末 現在高見込額	令和7年度中増減見込額		令和7年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
過疎対策事業債	274,452	254,676	36,000	45,818	244,858